

令和2年度 肥育素牛導入支援事業補助金

評価表

NO.

24

所管部課名	農林水産部 畜産課	担当者	新川流星					
事務事業名	家畜導入支援事業							
根拠法令	肥育素牛導入支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和2年度 予算額	5,990千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	5,990千円	千円				
	指標名	目標値		目標年度				
成果指標①	肥育素牛導入頭数	450		令和7年度				
成果指標②	肉用牛（肥育牛）の生産額	52億円		令和7年度				
補助対象者	農業者の組織する団体又は肉用牛肥育農家							
補助対象経費	黒毛和種肥育：薩摩中央家畜市場において導入・保留 交雑種肥育：県内外市場からの導入							
補助対象事業・活動の内容	黒毛和種・交雑種の飼養（肥育）農家に対し、薩摩中央家畜市場等で肥育素牛として購入・保留した場合、購入経費の一部を助成することで、枝肉相場の低迷に加え素牛価格の高騰で厳しい経営を緩和する。							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	黒毛和推：15千円/頭（50頭上限） 交雑種：5千円/頭（50頭上限）							
上記項目の積算方法	定額							
補助を 受ける 3カ年 の事業 （団体 状況） 等の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	343,344,994	98.3%	330,368,139	98.4%	309,397,265	98.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	343,344,994	98.3%	330,368,139	98.4%	309,397,265	98.1%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	5,890,000	1.7%	5,540,000	1.6%	5,960,000	1.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	349,234,994	100.0%	335,908,139	100.0%	315,357,265	100.0%	
	支出	事業費	349,234,994	100.0%	335,908,139	100.0%	315,357,265	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	349,234,994	100.0%	335,908,139	100.0%	315,357,265	100.0%		
支出計/前年度支出計					96.2%	93.9%		
自己資金/前年度自己資金					96.2%	93.7%		
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数	11件（16回）		11件（16回）		12件（17回）			
成果指標の推移①	476頭		436頭		464頭			
成果指標の推移②	57.9億円		48.1億円		48.1億円			
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度「現状のまま継続」</p> <p>【事業のPR方法】農家巡回を通じ、周知</p> <p>【費用対効果】素牛導入経費の一部助成により、経費の抑制につながる。</p> <p>【補助事業以外の事業】該当なし</p> <p>【その他】令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、インバウンドの需要や外食需要が衰退し消費が極端に落ち込んでいる事で、枝肉価格が下落している。素牛購入価格の助成をすることで、経費の抑制につながる。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	肥育農家の経営安定を目的としており、公益性を有している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	肥育素牛導入経費や配合飼料等の生産費は高止まりの一方、枝肉相場は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で下落しており、肥育農家の経営は逼迫しているため、経営安定のため支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	肥育農家は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、厳しい経営が続く中ではあるが、安全・安心・美味しい牛肉の供給に努めている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助金交付要領で定めた補助金対象者である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	肥育農家戸数が減少する中で、当該事業により飼育頭数は微増で推移していることから、適当な手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	肥育素牛導入支援事業補助金交付要領で定めている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 肥育農家の経営状況は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、枝肉相場の極端な下落等、未だかつてない程の経営危機に陥っている。また、肥育と生産は両輪であり、肥育農家の経営難は、生産農家の経営にも影響してくる。市民への安心・安全・美味しい牛肉の供給に努める肥育農家を支援していきたい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

肥育素牛導入支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 19 年薩摩川内市告示第 100 号）第 2 条の表に掲げる肥育素牛導入支援事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第 2 条 補助金は、農業者の組織する団体又は本市に住所を有し市税等の滞納がない肉用牛肥育農家に対して交付する。

2 肥育素牛導入支援事業補助金に係る補助事業等は、肉用牛肥育素牛の導入保留によるものであること。

(補助金の額)

第 3 条 肥育素牛導入支援事業補助金の額は、予算で定める額以内とし、次に定める額とする。

(1) 黒毛和種：1 頭当たり 15,000 円（50 頭上限）

(2) 交雑種等：1 頭当たり 5,000 円（50 頭上限）

(補助対象経費)

第 4 条 肥育素牛導入支援事業補助金は、次に定める肥育素牛の導入保留を行った畜産農家に対し交付する。

(1) 黒毛和種肥育：薩摩中央家畜市場からの導入保留

(2) 交雑種等肥育：県内外からの導入

(交付の申請)

第 5 条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付の申請に係る規則第 5 条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第 6 条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に肥育素牛導入支援事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第 7 条 肥育素牛導入支援事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 当該補助事業等に係る子牛セリ市等での導入保留が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 8 条 肥育素牛導入支援事業補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）
は、肥育素牛の導入保留頭数を用いて測定するものとする。
(補助事業者等の責務)

第 9 条 肥育素牛導入支援事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の畜産政策
に積極的に協力するよう努めるものとする。
(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 肥育素牛導入支援事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 24 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 25 年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。